令和８年さいたま市議会１２月（１１月繰上げ）定例会提出議案一覧

合計４３件（予算議案７件・条例議案１９件・一般議案１１件・道路議案２件・人事議案４件）

≪予算議案≫

議案第１７９号　令和８年度さいたま市一般会計補正予算（第５号）
議案第１８０号　令和８年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）
議案第１８１号　令和８年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第１号）
議案第１８２号　令和８年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第１号）
議案第１８３号　令和８年度さいたま市水道事業会計補正予算（第２号）
議案第１８４号　令和８年度さいたま市病院事業会計補正予算（第２号）
議案第１８５号　令和８年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第３号）

≪条例議案≫

議案第１８６号　さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及びさいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局人事部人事課）

職員の子育て部分休暇制度を創設するため、所要の改正を行うもの。

（内容）

１　さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正

・　子育て部分休暇制度の創設

ア　子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務をしている職員その他その任用の状況がこれに類する職員として規則で定める職員を除く。）がその小学校就学の始期から満１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育するため、１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが出来る休暇とするもの。

イ　子育て部分休暇は、規則で定める１年の期間ごとに、１日につき２時間を超えない範囲内又は１年につき７７時間３０分（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間）を超えない範囲内のいずれかの範囲内で、当該期間における子育て部分休暇を請求するかを、あらかじめ任命権者に申し出るものとするもの。

ウ　子育て部分休暇を取得した場合、勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額することとするもの。

エ　アからウまでのほか、子育て部分休暇制度の創設に当たり必要な事項を定めるもの。

２　さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

・　子育て部分休暇を取得した場合、勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額することとするもの。

（施行期日）　令和９年４月１日等

議案第１８７号　さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局人事部職員課）

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給月数を引

き上げるため、所要の改正を行うもの。

（内容）

・　市議会議員の期末手当の年間支給月数の引上げ及び適用

・　期末手当の年間支給月数を０．０５月分引き上げ、３．５５月分（現行３．５０月分）とし、令和８年１２月支給分から適用するもの。

（施行期日）　公布の日等

議案第１８８号　さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局人事部職員課）

さいたま市特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、市長等の期末手当の支給月数を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

（内容）

・　市長等の期末手当の年間支給月数の引上げ及び適用

・　期末手当の年間支給月数を０．０５月分引き上げ、３．５５月分（現行３．５０月分）とし、令和８年１２月支給分から適用するもの。

（施行期日）　公布の日等

議案第１８９号　さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局人事部職員課）

令和８年の市人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

（内容）

１　第一種初任給調整手当の引上げ

・　第一種初任給調整手当の支給限度額を、月額３１万８００円から月額３１万１，６００円に引き上げるもの。

２　期末手当及び勤勉手当の年間支給月数の引上げ

⑴　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ０．０２５月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当を合わせて４．７０月分（現行４．６５月分）とするもの。

⑵　定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ０．０２５月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当を合わせて２．５０月分（現行２．４５月分）とするもの。

⑶　特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ０．０２５月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当を合わせて３．７５月分（現行３．７０月分）とするもの。

３　給料表の改定

・　給料月額の引上げを行うため、給料表の改定を行うもの。

４　適用

・　１及び３については令和８年４月１日、２については同年１２月１日から適用するもの。

（施行期日）　公布の日等

議案第１９０号　さいたま市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・総務局人事部職員課）

人事院規則の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

（内容）

１　災害対策業務手当の改正

⑴　災害発生時に庁外においてその対策業務に従事した場合の支給限度額を日額１，０００円から日額１，４４０円に引き上げるもの。

⑵　消防組織法第３９条第２項の規定による協定に基づく要請を受けて災害が発生した本市の区域外の地域で行う業務若しくは同法第４５条第１項に規定する緊急消防援助隊として行う業務又は大規模な災害の対策業務に従事した場合に日額２，８８０円を支給限度額として新たに支給するもの。

２　適用

・　１については令和８年４月１日から適用するもの。

（施行期日）　公布の日

議案第１９１号　さいたま市市税条例及びさいたま市事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・財政局税務部税制課）

マイナンバーカード等を使用したコンビニエンスストア等の端末機による証明書の交付サービスの普及を促進し、もって市民の利便性の向上を図るため、時限的な手数料の減額の特例を定めるもの。

（内容）

・　手数料の減額の特例

・　令和９年２月２６日から令和１０年３月３０日までの間、コンビニエンスストア等の端末機により交付する税関係証明書の手数料を１０円とする特例を定めるもの。

（施行期日）　令和９年２月２６日

議案第１９２号　さいたま市戸籍等関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・市民局区政推進部）

マイナンバーカード等を使用したコンビニエンスストア等の端末機による証明書等の交付サービスの普及を促進し、もって市民の利便性の向上を図るため、時限的な手数料の減額の特例を定めるもの。

（内容）

・　手数料の減額の特例

・　令和９年２月２６日から令和１０年３月３０日までの間、コンビニエンスストア等の端末機により交付する戸籍の謄本等の手数料を１０円とする特例を定めるもの。

（施行期日）　令和９年２月２６日

議案第１９３号　さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員人事課）

教職員の子育て部分休暇制度を創設するため、所要の改正を行うもの。

（内容）

・　子育て部分休暇制度の創設

⑴　子育て部分休暇は、教職員（育児短時間勤務をしている教職員その他その任用の状況がこれに類する教職員として教育委員会規則で定める教職員を除く。）がその小学校就学の始期から満１２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある子を養育するため、１日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことが出来ること休暇とするもの。

⑵　子育て部分休暇は、教育委員会規則で定める１年の期間ごとに、１日につき２時間を超えない範囲内又は１年につき７７時間３０分（非常勤職員にあっては、当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間）を超えない範囲内のいずれかの範囲内で、当該期間における子育て部分休暇を請求するかを、あらかじめ委員会に申し出るものとするもの。

⑶　子育て部分休暇を取得した場合、勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額することとするもの。

⑷　⑴から⑶までのほか、子育て部分休暇制度の創設に当たり必要な事項を定めるもの。

（施行期日）　令和９年４月１日等

議案第１９４号　さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・教育委員会事務局学校教育部教職員給与課）

令和８年の市人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正を踏まえ、教職員の給与を改定するため、所要の改正を行うもの。

（内容）

１　給料表の改定及び適用

・　教職員の給料月額の引上げを行うため、給料表の改定を行い、令和８年４月１日から適用するもの。

２　給与加算額の改定

・　教育職員（校長等を除く。）に支給する教職調整額の段階的な引上げに伴い、校長等の給与について相対的な水準調整を行うため、令和９年１月１日から加算額を引き上げるもの。

（施行期日）　公布の日等

議案第１９５号　さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課）

児童福祉法の一部改正に伴い、さいたま市総合療育センターひまわり学園条例ほか２条例について、所要の改正を行うもの。

（内容）

・　規定の整備

・　条例で引用している児童福祉法の条項を整備するもの。

（施行期日）　令和９年４月１日

議案第１９６号　さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・福祉局障害福祉部障害政策課）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正に伴い、さいたま市大崎むつみの里条例ほか４条例について、所要の改正を行うもの。

（内容）

・　規定の整備

・　条例で引用している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の条項を整備するもの。

（施行期日）　令和９年４月１日

議案第１９７号　さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課）

さいたま市杉の子園の建替工事に伴い、仮園舎へ移転するため、所要の改正を行うとともに、その他規定の整備を行うもの。

（内容）

１　位置の改正

・　さいたま市杉の子園の位置について、「中央区大戸２丁目７番１７号」を「浦和区領家１丁目５番１６号」に改めるもの。

２　規定の整備

・　条例で引用している児童福祉法の条項を整備するもの。

（施行期日）　令和９年４月１日

議案第１９８号　さいたま市一時保護委託者の登録等の基準に関する条例の制定について

（所管課所・子ども未来局子ども家庭総合センター南部児童相談所）

児童福祉法の一部改正に伴い、新たに条例を制定するもの。

（内容）

１　児童の権利に関する基準

⑴　⑵以外の児童の権利に関する基準について、府令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

⑵　児童対象性暴力等の防止等の措置について、府令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

２　登録一時保護委託施設等に関する基準

・　登録一時保護委託施設等に関する基準について、府令で定める基準と同様の基準を定めるもの。

（施行期日）　公布の日（１⑵については、令和８年１２月２５日）

議案第１９９号　さいたま市環境影響評価条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・環境局環境共生部環境対策課）

災害対策基本法の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

（内容）

・　規定の整備

・　「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改めるもの。

（施行期日）　公布の日

議案第２００号　さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・環境局資源循環推進部資源循環政策課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

（内容）

・　規定の整備

・　条例で引用している廃棄物の処理及び清掃に関する法律の条項を整備するもの。

（施行期日）　公布の日

議案第２０１号　さいたま市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・都市局交通政策部自転車まちづくり推進課）

道路交通法施行規則の一部改正を踏まえ、さいたま市営自転車等駐車場を利用する者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行うもの。

（内容）

・　小型自動二輪車の受入れ

・　一部の市営の自転車駐車場について、小型自動二輪車の駐車を可能とするもの。

（施行期日）　令和９年２月１日

議案第２０２号　さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・建設局道路部道路総務課）

道路法施行令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

（内容）

・　占用料の額の改定

・　道路法施行令に定める国道に係る占用料の額の見直しを踏まえ、本市の占用料の額を改定するもの。

（施行期日）　令和９年４月１日

議案第２０３号　さいたま市水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・水道局業務部水道総務課）

子育て部分休暇制度を創設するため、他の一般職の職員との均衡を考慮し、所要の改正を行うもの。

（内容）

・　子育て部分休暇の取得をした職員の給与

・　子育て部分休暇を取得した場合、勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額することとするもの。

（施行期日）　令和９年４月１日

議案第２０４号　さいたま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・消防局予防部査察指導課）

焼肉店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクト等に起因する火災の発生状況等に鑑み、所要の改正を行うもの。

（内容）

・　火を使用する器具の取扱基準の追加

・　調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないよう適切に管理を行わなければならないこととするもの。

（施行期日）　令和９年４月１日

≪一般議案≫

議案第２０５号　市営馬宮住宅建設（建築）工事（第２期）請負契約について

（所管課所・建設局建築行政部住宅政策課）

（内容）

１　契約の目的

市営馬宮住宅建設（建築）工事（第２期）

２　契約の方法

一般競争入札

３　契約金額

８億６，７２９万７，２００円

４　契約の相手方

株式会社ユーディケー

議案第２０６号　次期消防緊急情報システム（指令・情報）整備に係る製造請負契約について

（所管課所・消防局警防部指令課）

（内容）

１　契約の目的

次期消防緊急情報システム（指令・情報）整備に係る製造

２　契約の方法

一般競争入札

３　契約金額

３８億９３０万円

４　契約の相手方

富士通Ｊａｐａｎ・ＦＬＣＳ特定共同企業体

議案第２０７号　さいたま市立大宮北中学校校舎（教室棟）改築（建築）工事請負契約について

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

（内容）

１　契約の目的

さいたま市立大宮北中学校校舎（教室棟）改築（建築）工事

２　契約の方法

一般競争入札

３　契約金額

７億１，５６１万２，７００円

４　契約の相手方

ハイシマ工業株式会社

議案第２０８号　議決事項の一部変更について（大宮岩槻線芝川工区境橋上部工工事請負契約）

（所管課所・建設局道路部道路計画課）

令和７年２月議会において議決を得た大宮岩槻線芝川工区境橋上部工工事請負契約（同年６月議会において議決を得て一部変更）について、工期内の賃金及び物価に急激な変動が生じた等のため、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

１　契約の相手方

杉本・中村特定共同企業体

２　変更内容

	契約金額
変更前	６億４，２４６万６，０００円
変更後	６億６，４０５万９，０００円

議案第２０９号　議決事項の一部変更について（さいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（２１棟）改修（建築）工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

令和８年６月議会において議決を得たさいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（２１棟）改修（建築）工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したこと等に伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

１　契約の相手方

田中・スミダ・共栄特定共同企業体

２　変更内容

	契約金額
変更前	５１億６，７８０万円
変更後	５６億８４６万円

議案第２１０号　議決事項の一部変更について（さいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（２１棟）改修（電気設備）工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

令和８年６月議会において議決を得たさいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（２１棟）改修（電気設備）工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したこと等に伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

１　契約の相手方

八洲・埼玉電設特定共同企業体

２　変更内容

	契約金額
変更前	７億６，８２４万５，５００円
変更後	８億１，８９３万３，５００円

議案第２１１号　議決事項の一部変更について（さいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（２１棟）改修（機械設備）工事請負契約）

（所管課所・教育委員会事務局管理部学校施設整備課）

令和８年６月議会において議決を得たさいたま市立指扇小学校複合施設（校舎棟）建設・北校舎（２１棟）改修（機械設備）工事請負契約について、公共工事設計労務単価が上昇したこと等に伴い、契約金額を変更することに関し議決を求めるもの。

（内容）

１　契約の相手方

茂田・ハギワラ特定共同企業体

２　変更内容

	契約金額
変更前	１１億４，３８９万７，７００円
変更後	１２億２，６５４万７００円

議案第２１２号　指定管理者の指定について（さいたま市与野体育館）

（所管課所・スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課）

さいたま市与野体育館の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

１　管理を行わせる施設

⑴　所在地　中央区下落合５丁目８番１０号

⑵　名　称　さいたま市与野体育館

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　東京都中央区日本橋堀留町２丁目１番１号

⑵　名　称　さいたまスポーツネクサスパートナーズ

⑶　代表者　シンコースポーツ株式会社　代表取締役　石崎　健太

３　指定する期間

令和９年４月１日から令和１１年９月３０日まで

議案第２１３号　指定管理者の指定について（さいたま市農村広場）

（所管課所・経済局農業政策部見沼グリーンセンター）

さいたま市農村広場の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

１　管理を行わせる施設

⑴　所在地　見沼区大字宮ヶ谷塔７６５番地

⑵　名　称　さいたま市農村広場

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　大宮区浅間町２丁目２４４番地１

⑵　名　称　毎日・首都圏共同事業体

⑶　代表者　毎日興業株式会社　代表取締役　田部井　良

３　指定する期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第２１４号　指定管理者の指定について（さいたま市大宮花の丘農林公苑）

（所管課所・経済局農業政策部見沼グリーンセンター）

さいたま市大宮花の丘農林公苑の管理を指定管理者に行わせるため、議決を求めるもの。

（内容）

１　管理を行わせる施設

⑴　所在地　西区大字西新井１２４番地

⑵　名　称　さいたま市大宮花の丘農林公苑

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　南区別所４丁目１２番１０号

⑵　名　称　公益財団法人さいたま市公園緑地協会

⑶　代表者　理事長　中村　元信

３　指定する期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

議案第２１５号　当せん金付証票の発売について

（所管課所・財政局財政部財政課）

令和９年度における当せん金付証票（宝くじ）を１００億円の範囲内において発売するため、議決を求めるもの。

≪道路議案≫

議案第２１６号　市道路線の認定について

（所管課所・建設局道路部道路総務課）

（内容）

一　　般	０路線
開　　発	８路線
合　　計	８路線

議案第２１７号　市道路線の廃止について

（所管課所・建設局道路部道路総務課）

（内容）

一　　般	１路線
開　　発	１路線
合　　計	２路線

≪人事議案≫

議案第２１８号　人権擁護委員候補者の推薦について

（所管課所・総務局総務部総務課）

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏　　名	区　　分
井山　道代	再任

議案第２１９号　人権擁護委員候補者の推薦について

（所管課所・総務局総務部総務課）

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏　　名	区　　分
染谷　昌枝	再任

議案第２２０号　人権擁護委員候補者の推薦について

（所管課所・総務局総務部総務課）

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏　　名	区　　分
山本　信二	再任

議案第２２１号　人権擁護委員候補者の推薦について

（所管課所・総務局総務部総務課）

人権擁護委員候補者として推薦するため、意見を求めるもの。

氏　　名	区　　分
湯澤　覚	再任